

理髪サービスの受け方

- ☆ 今年度（令和4年3月31日まで）の利用回数は、理容料助成券の枚数分です。
実施日は、原則として理容店の休業日ですが、その日に都合の悪い方は、理容店と相談し、実施日を決めてください。
- ☆ 申し込み方法及び料金の支払いについて
利用者から直接電話等で理容店に連絡をし、実施の日時を相談してください。
それに基づき、理容技術者が訪問し理髪を行います。
- ☆ サービスを受けたら、その場で理容料助成券を理容技術者に渡してください。
理容料助成券の自己負担額の欄に1,000円と記載されている方は、あわせて理容技術者に1,000円を支払ってください。
自己負担額の欄に金額が記載されていない方は、理容料助成券だけを渡して頂くだけで結構です。

※入院中の方、施設入所中の方は利用できません。

※なお、理容技術者は自家用車で訪問するため、駐車場所を確保しておいてください。

※また、当日は介護者が必ず付き添ってください。